

## 防犯カメラ運用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、湘南西部住宅管理組合規約第82条の規定に基づき、防犯カメラの設置、運用に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 防犯カメラは、区分所有者及び占有者の防犯又は犯罪の抑止並びに建物・設備・備品等の管理組合共有財産の維持及び保全に資することを目的とする。

### (区分所有者等の権利及び義務)

第3条 区分所有者等は、この細則に基づく権利を有し、義務を負うものとする。

2 区分所有者等とは区分所有者若しくはその同居人又は専用部分の貸与を受けた者若しくはその同居人をいう。

### (新設及び変更等)

第4条 防犯カメラの新設、増設、一部撤去又は取付け位置の変更については、理事会の決議を経るものとする。

### (閲覧及び守秘義務)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、管理組合は理事会の決議を経て防犯カメラにより記録された映像の記録(以下「記録映像」という)を閲覧に供することができる。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは理事長の判断により閲覧に供することができる。この場合、理事長は事後速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 人身又は財産を害する行為が発生した場合。ただし、当該行為には汚損・毀損行為等法令に違反する又は違反する虞があると認められる行為を含む。
  - (2) 前号の行為の予防保全措置を講じる必要性が著しく高いと認められる場合。
  - (3) 警察その他捜査権又は調査権を有する公的機関(以下「調査機関」という)からの要請があった場合又は法令に基づく要請があった場合。
  - (4) 理事会が記録映像の閲覧について合理的に必要であると認めた場合。
- 2 前項の記録映像を閲覧した者は、映像内容及び関連情報について守秘義務を負う。
- 3 記録映像を閲覧させる場合は、理事長がその場所、日時を指定することができる。

### (閲覧申請の手続き)

第6条 区分所有者等が、自らの所有物等に前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、記録映像の閲覧を希望する場合は別紙様式第1による申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なく申請の適否について理事会の決議を経なければならない。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断によることができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

- 3 前項において、理事長は前条第1項各号に該当しないと認めるときは、申請を却下するものとする。ただし、前条第1項各号に該当する場合であっても、申請者に対して閲覧させる必要がないと判断されるときは、申請者の閲覧を拒否することができる。
- 4 記録映像を閲覧する場合には、理事長、理事長以外の1名以上の役員及び理事会が必要と認める関係者の立会いのもとで行う。
- 5 申請者の同居人が記録映像の閲覧を求める場合は、申請者もその閲覧に立ち会わなければならない。
- 6 第2項の適否の通知は別紙様式第2によるものとする。

(複製の提供又は貸与)

第7条 管理組合は、調査機関から記録映像の複製の提供又は貸与を求められた場合には、理事会の決議を経てこれを提供又は貸与することができる。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断により提供又は貸与することができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

(録画及び記録映像の保存)

- 第8条 防犯カメラによる録画は、保守点検又は故障等の場合を除き常時行うものとする。
- 2 記録映像の保存期間は2週間とし、保存期間が経過した記録映像は自動的に新たなデータを上書きする方法により消去する。ただし、理事会は必要に応じてこの保存期間を延長することができる。
  - 3 前項の規定にかかわらず理事長は、第6条第1項の申請があったときは申請の適否が決定するまで、その日時の記録映像を保存するものとする。
  - 4 運用に係る記録の書類等は整理し保管しなければならない。
  - 5 記録映像は管理組合の所有とし、記録映像の管理と運用についてはプライバシーに十分配慮しなければならない。

(保 守)

- 第9条 管理組合は防犯カメラの機器を適正に保守するものとする。
- 2 管理組合が前項の業務を第三者に委託する場合には、その委託契約において適正な保守が確保される旨を定めるものとする。

(映像監視)

第10条 管理組合は、常時の映像監視は行わない。

(防犯カメラ運用細則の改廃)

- 第11条 この運用細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。
- 2 この運用細則に疑義が生じたとき、又は運用細則に定めのない事項については理事会で決議し決定する。
  - 3 前項の決定があった場合、理事長は次の総会においてその経緯を報告し、承認を得なければならない。

(付 則)

この運用規則は令和2年5月31日から施行する。

(付 則)

この運用規則は令和3年5月30日から施行する。

防犯カメラ運用細則

別紙様式第1 (第6条1項関係)

防犯カメラ記録映像の閲覧に係る申請書

湘南西部住宅管理組合

理事長 様

私は防犯カメラ運用細則第5条第1項の規定に基づき、防犯カメラの映像の閲覧を申請します。

年 月 日

申請者	氏名			
	住所		電話	
閲覧申請理由				
閲覧を希望する記録映像の月日と時間帯				
閲覧を希望する防犯カメラの記録映像				
閲覧を希望する同居者の有無	有	(氏名)	(間柄)	
警察への届け出の有無	有	(年 月 日に	警察署	担当に届出)
	無			

防犯カメラ運用細則

別紙様式第2 (第6条6項関係)

防犯カメラ記録映像の閲覧に係る決定通知書

年 月 日

住所

様

湘南西部住宅管理組合  
理事長

年 月 日付であなたから申請のあった防犯カメラの映像の閲覧については、  
次のとおり決定しましたので、防犯カメラ運用細則第6条第2項の規定に基づき通知します。

申請を承認します

承認の条件

閲覧場所	閲覧指定日	閲覧指定時間

申請を承認しません

理由（次のいずれかに○のあるもの）

- 1 防犯カメラ運用細則第5条第1項各号に該当しないため
- 2 防犯カメラ運用細則第6条第3項ただし書による









